

川崎市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づいて、川崎市総合福祉センターの指定管理者を次のとおり指定しましたので、川崎市総合福祉センター条例（平成17年川崎市条例第45号）第4条第3項の規定により告示します。

令和8年1月9日

川崎市長 福田 紀彦

管理を行わせる施設の名称及び所在地	川崎市総合福祉センター 川崎市中原区上小田中6丁目22番5号
指定管理者	(所在地) 川崎市中原区上小田中6丁目22番5号 (名 称) 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会 (代表者名) 会長 今 富子
指定期間	令和8年4月1日から 令和13年3月31日まで